国民年金は老後生活の柱です

みんなで加入、みんなで受給

国民年金はすべての年金の基本

老後の所得保障を支える公的年金制度は、昭和六十一年の改正から基礎年金方式がとられています。これは、農業、商業あるいは工業などに従事する自営業者とその家族、厚生年金などの被用者年金制度に加入しているサラリーマン、無業の人もすべて国民年金に加入し、一人ひとりが共通した基礎年金を受けられるようにしています。

公的年金制度では、

(ア)農業、商業など自営業の家庭では、夫婦が個々に国民年金に加入して、それぞれが自分名義の基礎年金を受け取ります。

(イ)サラリーマンの家庭では、サラリーマンである夫が厚生年金や共済組合と同時に国民年金に加入して、家事に専念する主婦も国民年金に加入することとなり、夫は基礎年金と厚生年金（共済年金）を、奥さんは基礎年金を、それぞれ受け取ります。

基礎年金には、老齢基礎年金、障害基礎年金および遺族基礎年金の三種類があります。厚生年金や共済年金は、これらの基礎年金に上乗せして支給されることになります。また、厚生年金や共済年金の受給には、国民年金の受給資格期間を満たすことが基本的条件であり、国民年金はすべての公的年金の基本といえます。

20歳以上60歳未満のすべての人が加入します

□加入対象者

新しい国民年金制度では、日本国内に居住する二十歳以上六十歳未満の人は、必ず国民年金に加入することになっています。ただし、学生や海外に居住する日本人の一部は強制加入ではなく、本人の希望によって加入できる仕組みになっています。

左の表を参考にして、まだ届出の済んでいない人は、できるだけ早く届け出てください。

□保険料

保険料の額は、性別、所得、年齢に関係なく一律です（今年度は月額八千円です）。

□納付方法

保険料は、毎月、市内の金融機関などの窓口で納めます。毎月のことですので、保険料の納め忘れを防ぐため、銀行などでの自動口座振替で納付する方法があります。

また、保険料を一年分前払いする「前納制度」もあります。まとめて前納すると割引があり有利な納付方法ですから、ぜひご利用ください。前納を希望するときは、四月までに市民課国民年金係へお申し込みください。

強制加入	20歳以上60歳未満で、農業・漁業・商業などの自営業や自由業の人とその家族（厚生年金や共済組合に加入していない） ＊保険料は自分で納めます。	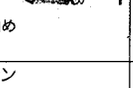	第1号被保険者
	現役のサラリーマンなど厚生年金保険の被保険者本人および共済組合員 ＊厚生年金や共済年金の保険料で納めます。		第2号被保険者
	厚生年金保険の被保険者や共済組合員に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人 ＊配偶者の厚生年金などの保険料で納めます。		第3号被保険者
任意加入	●60歳以上65歳未満の人 ●被用者年金（厚生年金など）の老齢（退職）年金の受給権者で、60歳未満の人 ●20歳以上60歳未満の学生 ＊保険料は自分で納めます。		加入すれば第1号被保険者となります。

保険料の免除制度もあります

生活保護を受けている人や災害、病気、失業などの理由から所得が少なく保険料が納められない人は、申請によって、保険料の納付が免除される制度があります。その場合、免除を受けた期間は年金受給資格期間として計算されますが、年金給付額は、次ページの計算式のように減額されます。しかし、後になって生活にゆとりができたとき、さかのぼって保険料を納めること（追納といいます）ができます。

受給資格期間はカラ期間を含めて25年以上です

老齢基礎年金

□受給資格期間

老齢基礎年金は、原則として、保険料を納めた期間（免除期間を含む）が二十五年以上ある人が、六十五歳になったときから支給されます。しかし、国民年金に加入した期間が二十五年なくても、左の表のような「カラ期間」を含めてこの条件を満たせば、老齢基礎年金を受けることができます。また、一部、生年月日によって基礎年金の受給資格期間に特例が設けられています。

□給付される年金額

年金額は、六十三万千五百円（平成元年度価格）です。この額は、二十歳から六十歳までの四十年間国民年金に加入し、保険料をすべて納めた場合です。もし、この四十年間に保険料の未納や免除があったときは、上の計算式のように減額されます。

老齢基礎年金は、原則として六十五歳からの受給ですが、希望すれば六十歳から受けられます。また、六十六歳以降に繰り下げて受給することもできます。この場合の年金額は、受給開始年齢によって増額または減額されます。なお、老齢基礎年金を繰り上げて受給すると、六十五歳前に厚生年金から特別支給される老齢厚生年金の支給が停止されたり、障害基礎年金が支給されなかったりします。

老齢基礎年金受給額の計算式

$$631{,}500\text{円} \times \frac{\left(\begin{array}{c}\text{保険料}\\\text{納付月数}\end{array}\right) + \left(\begin{array}{c}\text{保険料}\\\text{免除月数}\end{array}\right) \times \frac{1}{3}}{(\text{加入可能年数}) \times 12}$$

㊟昭和16年4月2日以降に生まれた人は40年、この日以前に生まれた人は年齢に応じて39～25年

下記の期間の合計が25年以上になりますか（一部に特例）

1国民年金の保険料を納めた期間

2国民年金の保険料を免除された期間

3厚生年金保険（船員保険）の被保険者期間、または共済組合の組合員期間

生年月日	最低受給資格期間	加入可能年数
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21	25
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22	26
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23	27
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24	28
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	25	29
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日		30
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日		31
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日		32
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日		33
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日		34
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日		35
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日		36
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日		37
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日		38
昭和15年4月2日～昭第16年4月1日		39

厚生年金あるいは共済組合の加入期間のみで、下の表の期間を満たしていれば、老齢基礎年金が支給されます。

生年月日	受給資格期間
昭和27年4月1日以前	20年
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	21年
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	22年
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	23年
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	24年

下記の期間を含めて25年以上になりますか（カラ期間といいます）

●昭和36年4月以後の次の期間

1国民年金に任意加入できたが、しなかった期間（昭和61年3月まで）

2任意加入できる20歳以上60歳未満の学生で、任意加入しなかった期間

320歳から60歳までの間に海外に住んでいた期間

4厚生年金（船員保険）から脱退手当金を受けていた期間

障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年金に加入している間に、病気やけがをして障害者になったときに支給されます。ただし、初診日前に保険料を加入期間の三分の二以上納めていなければなりません（保険料の免除期間を含む）。

障害基礎年金の額は定額で、障害等級数の二級に該当する人は六十三万一千五百円、一級に該当する人はその一・二五倍です。また、障害基礎年金を受ける人に、十八歳未満の子ども（障害児は二十歳未満）がいるときは、子どもの数に応じて加算されます。

遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金に加入している人や老齢基礎年金を受けられる人が亡くなったときに、子どもがいる妻または子どもに支給されます。このとき、死亡した日の前に、保険料を納めた月（免除された月を含む）が加入期間の三分の二以上あるか、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていなければなりません。

第1号被保険者への独自給付制度

自営業者など第一号被保険者だけを対象に、次のような制度もあります。

□付加年金

付加年金は、月額四百円の付加保険料を納めると、その納めた期間について、一か月当たり二百円で計算した額が、老齢基礎年金に加算されます。

□寡婦年金

寡婦年金は、第一号被保険者として保険料を二十五年以上納めた夫が死亡したときに、その夫と婚姻関係が十年以上あった妻に、六十歳から六十五歳になるまで支給されます。

□死亡一時金

保険料を三年以上納めた人が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。

お買物、ご用命は市内で

第2回「89ボジョレー・ヌーボの夕べ」
主催　新津市朝日121-1　㈲酒井商店
日時　11月17日㈮　夜6:30集合・夜7:00開演
場所　セレモニーホールさか井館　Tel24-5400
参加費　3500円（税込）
問い合わせ先　酒井商店　TEL 22-7675㈹　FAX 25-2722　担当　高橋・渡辺

およばれやパーティには「花嫁衣裳割引券」付の中振袖をどうぞ―。
花嫁衣裳　伝　丸伝
新津店　本町1丁目☎(24)3355㈹　新潟店　古町九番町☎(228)5881

♥手づくりのデリカ家♥
緑黄色野菜1日300グラム！
デリカ家は食生活アドバイザーです。
身体の不調や皮膚・髪のお手入れ・予防の指導をします。ご相談下さい。
取扱商品・無公害洗剤・基礎化粧品
機能性食品・手づくり食品・材料
長崎屋1F　デリカ家☎(24)7936

墓石　記念碑　石塀　建築石材
石材工事一式設計施工
墓石　川上石材店
墓石修理、補修、見積、設計等
御電話下されば御伺い致します
TEL 23―0387　新津市中沢町2―6